

神奈川県内で狩猟を行うみなさまへ

—豚熱（CSF）感染確認区域における防疫措置について—

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課

豚熱（CSF、旧称：豚コレラ 以下「豚熱」という。）は、豚やイノシシが感染する病気で、強い伝染力と高い死亡率が特徴の、養豚業界にとって深刻な家畜伝染病の一つです。まん延防止のため、豚熱ウイルスを拡散しないための防疫措置をお願いします。

■ 豚熱について

豚熱は平成 30 年の岐阜県において国内で 26 年振りに発生し、令和 2 年には野生イノシシにおいて神奈川県内初の感染が確認されました。

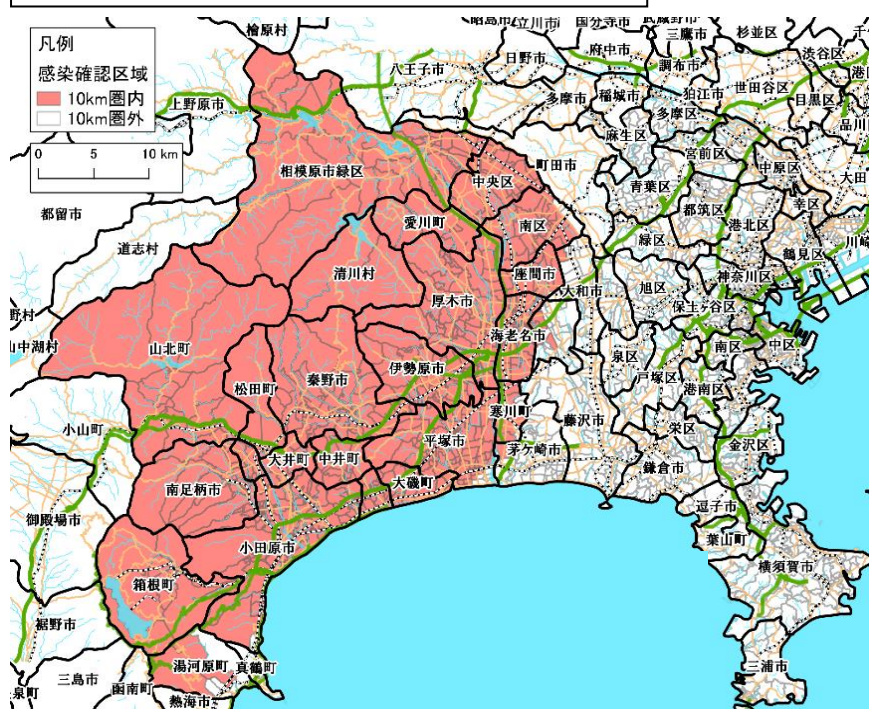
豚熱は人に感染することはない、感染イノシシの肉を食べたとしても人の体に影響はありませんが、豚熱ウイルスが拡散し、養豚場の豚で発生した場合には、その養豚場の全頭殺処分等の甚大な被害に繋がります。

■ 狩猟における防疫措置等のお願い

豚熱まん延防止のため、感染イノシシの確認地点から半径 10 km の区域（感染確認区域）で狩猟を行った場合は、豚熱ウイルスを拡散しないための防疫措置をお願いします。

必要な防疫措置について、詳しくは地域で有害捕獲に携わる方向けに依頼している内容（下記 WEB サイトに掲載）に準じますが、ここでは抜粋して記載します。

感染確認区域（令和 4 年 1 月 14 日現在）



最新の感染確認区域については
県 WEB サイトを確認ください

「神奈川県 豚熱区域」で検索

または

二次元バーコードからアクセス



URL: www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/csf/index.html

ふたねつ
豚熱感染確認区域における防疫措置

※…感染確認区域においてイノシシ以外の狩猟を行う際も実施を依頼する内容

1 感染確認区域で捕獲したイノシシ及びその肉、内臓、血液等については、原則として感染確認区域外に持ち出さないでください。

2 イノシシの死体等の適切な処理・消毒を実施してください。

(1) イノシシの死体・捕獲場所周辺

死体（解体した残渣を含む）を埋却する場合、野生動物が掘り返したりしない程の深さに穴を掘り、消石灰を散布する。死体及び埋却した土の表面にも消石灰を散布する。

止めさした地点の半径 1m 範囲についても、消毒薬（オスバン等の逆性石鹼、消毒用アルコール等以下同じ）を地面が湿るまで噴霧する（血液や糞便等が付着した地点等も同様）。

(2) 衣類・靴

イノシシの捕獲実施者は、現地を離れる際に上着及び靴を脱ぎ、他の衣服及び靴に交換する。脱いだ上着及び靴については、ブラシ等で土や汚れを落とした上で、消毒薬を噴霧した上、ビニール袋等で密封し、持ち帰った後に洗濯、洗浄を実施する（上着及び靴以外も可能な限り同様に消毒する）。

イノシシ以外の鳥獣の捕獲実施者は、現地を離れる際に上着及び靴からブラシ等で土や汚れを落とした上、消毒薬を噴霧する。特に靴底は作業の都度、必要に応じて消毒する。※

(3) その他の使用器具（わな等）

捕獲に使用したわな等の器具は、捕獲場所にて消毒薬にひたすか、消毒薬を噴霧し、次に使用する際には水でよく洗浄する。※

(4) 車両（タイヤ、荷台、足マット等）

駐車場所を離れる前に、ブラシ等で土や汚れを落とした上で、消毒薬を噴霧する。タイヤは、作業現場及び未舗装エリアの出口でも同様に消毒する。※

(5) 手指等

(1) ～ (4) の作業後に、消毒薬で手指や汚れを落とすのに使用したブラシ等を消毒する。※

(6) 廃棄物

廃棄物は新しいゴミ袋に密封し、袋ごと消毒液で消毒後、各自治体のルールに従い適切に処分する。※

3 捕獲従事後当面の間、養豚場への立入を控えてください。

4 死亡・衰弱したイノシシを見かけた際は、県あてご一報ください（捕獲個体を除く）。

（県央地区の場合）県央地域県政総合センター環境部環境調整課 (046)224-1111（代表）

（県西地区の場合）県西地域県政総合センター環境部環境調整課 (0465)32-8000（代表）

（湘南地区の場合）湘南地域県政総合センター環境部環境調整課 (0463)22-2711（代表）

（横須賀三浦地区の場合）横須賀三浦地域県政総合センター環境部みどり課 (046)823-0210（代表）